

金沢市の伝統的建造物群保存地区
～寺町(卯辰山麓・寺町台)～

Utatsu-sanroku
and Teramachi-dai
Preservation Districts for
Groups of Historic Buildings

金沢市
City of Kanazawa

1 金沢の歴史的町並み保存

15世紀後半に起こった一向一揆の後、加賀の国は約百年の間「百姓ノ持チタル国」と称され、僧・土豪による一種の共和制による統治が行われた希有の地方でした。そのころこの国を掌握した本願寺が、天文15年（1546）に政庁として置いた金沢御堂を中心として、周辺に寺内町を形成していたものが金沢の起源と考えられています。そして、天正8年（1580）、織田信長の家臣であった佐久間盛政の攻撃によって金沢御堂は陥落、その3年後にこの地に入った前田利家を藩祖とする加賀藩の城下町建設により、今日に至る金沢の礎が築かれました。

前田氏は、慶長元年（1596）には加越能三国を領有することを許され、関ヶ原の戦を経て、二代藩主利長の頃には、加賀藩は、石高120万石余の大藩となりました。そして、5代藩主綱紀の時代である17世紀後半には早くも現在の市街地中心部（旧市街地）の原形となる城下町が完成し、当時としては、江戸、大坂、京都に次ぐ大都市として、今日に受け継がれる工芸や芸能に代表される伝統文化の基礎が形成されることとなったのです。以来今日まで、戦火や大きな災害に見舞われることがなかったことにより、数多くの歴史的町並みや用水、みちすじなど城下町特有の遺構が今なお町のいたるところに残されています。

金沢市では、これらの優れた歴史的風土と自然景観を守り、後世へと引き継ぐため、昭和43年全国に先駆けて「金沢市伝統環境保存条例」を定め、市内の代表的な歴史景観と地形を彩る自然景観の保全に努めてきました。この条例は平成元年に「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」、平成21年には「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」へと受け継がれ、現在は「伝統環境保存区域」とともに、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」を設定し、保存と開発の調和のとれた都市景観を形成するためのきめ細かい総合的な取り組みを進めています。

一方、旧城下を始めとした各地に残る歴史的な町並みについては、金沢の歴史を受け継ぐ貴重な遺産として、平成6年に「金沢市こまちなみ保存条例」を定め、保存に努めています。「こまちなみ」とは、「歴史（古）を感じさせるちょっとした（小）いいまちなみ」という意味を込めて名付けたものですが、城下町らしい武士の居住地や町人衆が町家を連ねた町人地など、9区域（平成25年2月現在）が指定されています。

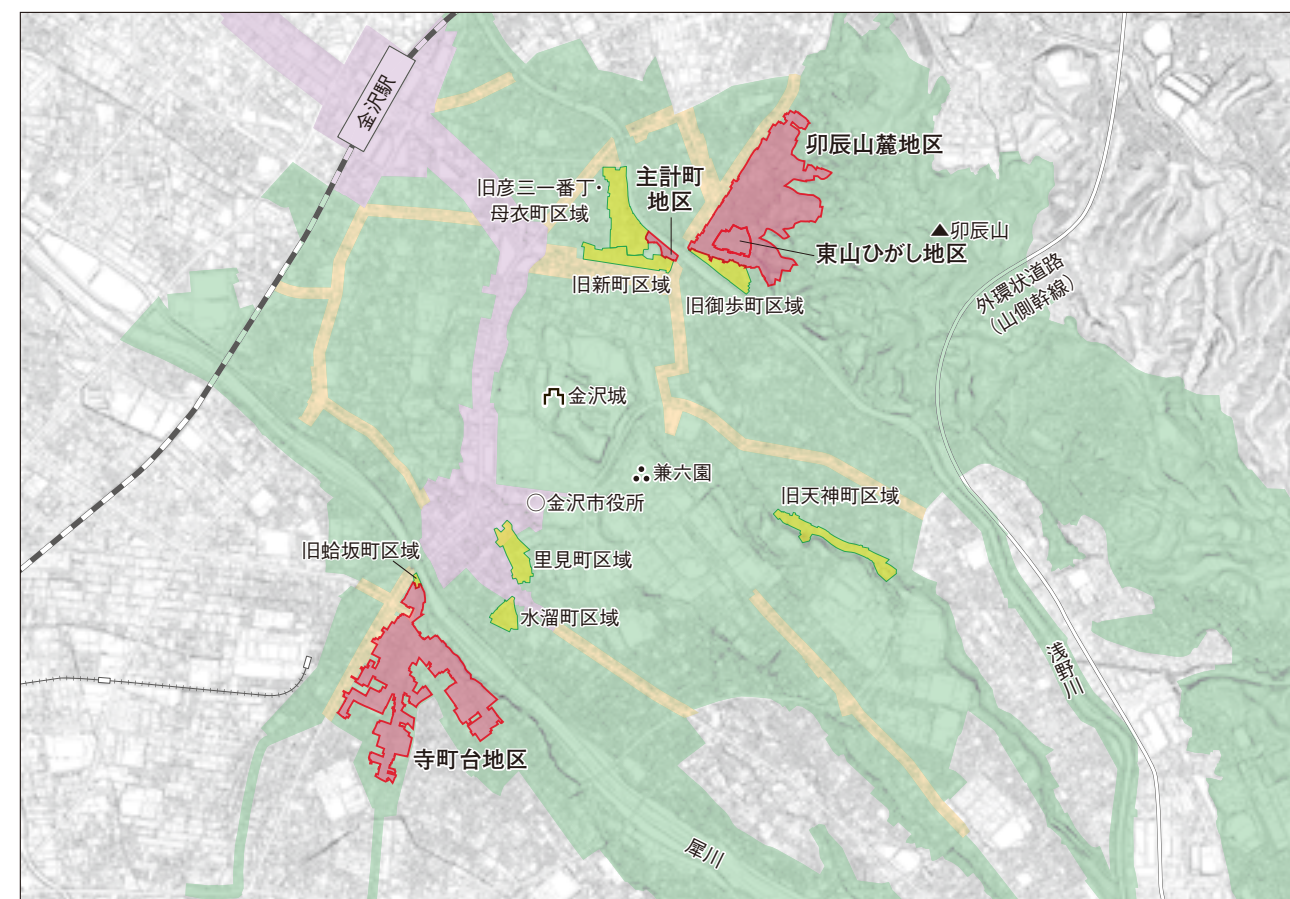
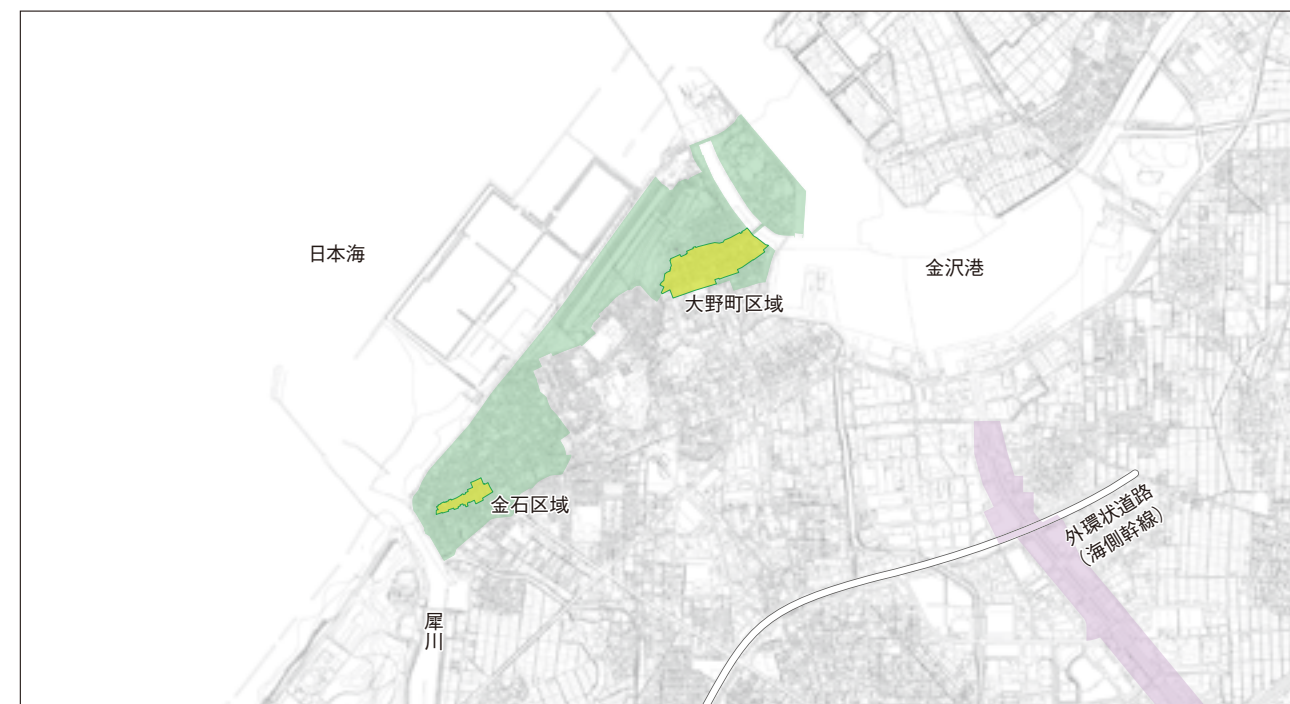
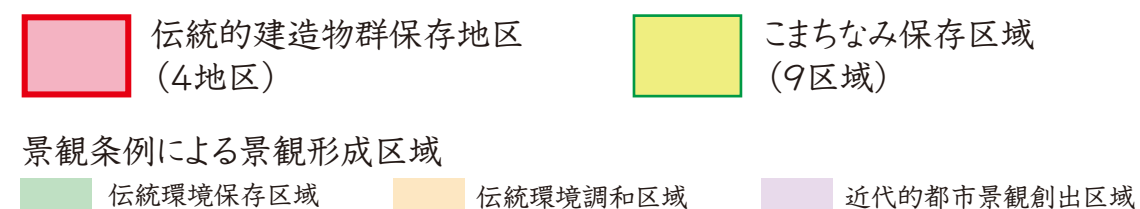
このように金沢市独自の制度による保存策を進めてきた結果、金沢は今日でも全国有数の歴史的町並みを残す都市であることが評価されています。とりわけ旧北国街道下口の卯辰山山麓に茶屋町として開かれた「ひがし」は、今も特徴ある茶屋様式町家が美しく保たれた貴重な町並みであることから、金沢市では、平成13年5月に文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区として定め、同年11月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。引き続いて平成15年4月には、同じく茶屋町として浅野川の畔に位置する「主計町」についても伝統的建造物群保存地区として定め、平成20年6月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。また、平成23年4月には、卯辰山山麓寺院群を主体とし寺社と町家が混然一体となった町並みが残る「卯辰山麓」を伝統的建造物群保存地区として定め、同年11月には「寺町」という種別として初めての重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。平成24年4月には「卯辰山麓」に引き続き、旧野田道と旧鶴来道を軸として形成された寺町寺院群を主体とした「寺町台」を伝統的建造物群保存地区として定め、同年12月には重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。今後はいずれも「町並みの文化財」として一層充実した保存施策を進めていくこととしています。

◇ 伝統的建造物群保存地区とは

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。

市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。また、国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が特に高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

町並み保存区域指定図



2 卯辰山麓の特徴と沿革

卯辰山麓地区は、金沢城の北東、浅野川の北に位置し、卯辰山と旧北国街道（国道359号）に挟まれた場所に広がっています。

慶長期から元和期（1596～1624）にかけて、寺町台、小立野台と共に、卯辰山山麓での寺院群の建設が始まり、延宝期（1673～1681）までには概ね寺院群の形成が完了したと考えられています。これら三寺院群形成の理由については、城下の防御拠点としての軍事的役割や、鬼門除け、当時勢力のあった浄土真宗寺院への監視目的、もしくは、城下の空間利用区分・都市整備を目的とするなどの説があります。

卯辰山山麓寺院群は、慶長4年（1599）に前田利家を祀る卯辰ハ幡宮（現在の宇多須神社）が建立されると、これに続き、宝泉寺や観音院など、加賀藩ゆかりの寺院が立地していきました。

卯辰山麓地区は、延宝期までに形成された卯辰山山麓寺院群のうち、文政3年（1820）に「ひがし」の茶屋町の開設が公許され町割が改められた、東山ひがし伝統的建造物群保存地区の範囲を除いた、面積約22.1ヘクタールの範囲を伝統的建造物群保存地区として定めたものです。

地区内には、藩政期からの細街路や町割が今も色濃く残り、傾斜のある地形により曲折した街路の突き当たりや街路に沿って寺社が配されています。

また、旧北国街道から各寺院に向かう東西の参道や、それらを結ぶ南北の街路沿いに、伝統的な町家が建ち並び、寺社と町家が混然一体となった特徴的な景観を有しています。

卯辰山麓地区は、直線的な道路に沿って寺院が建ち並ぶ近世城下町によく見られる配置ではなく、山麓に張り付くように不揃いに配置された寺院群であり、全国的にも希少な存在です。



金沢城下図（部分）〔延宝期〕
石川県立図書館蔵



3 卯辰山麓の建築と町並み

卯辰山麓地区には、寺院の集積する区域、町家が集積する区域、寺院群形成時とほぼ同時期に旧北国街道に平行して町立てされ材木問屋が集積していた旧木町、観音院の門前町として賑わいを見せた旧観音町を含んでおり、それぞれに特徴的な景観を見せています。

地区内の建築の特徴として、寺院本堂については、切妻造・平入型の外観で方丈6室型の平面を持つ形式が宗派の違いを超えて大半を占めるという形式の統一性があげられます。妙泰寺や長久寺などは緩やかな直線屋根となっており、これは板葺き石置き屋根の名残をとどめるものです。一方で、切妻造・妻入型の寺院本堂も見られます。正面の妻面を大きく見せ妻飾りとして梁を何段にも重ねるもので、向唐破風造の式台玄関を設けており、いずれも妻面の意匠を凝らし寺院本堂としての風格を備えています。

神社建築については、保存地区には2社が存在し、いずれも明治以降の再建です。拝殿、幣殿、本殿を接続する複合型社殿であることや、本殿がともに一間社であるなど、近代の神社建築の特徴を良くあらわしています。

寺社以外の伝統的建造物の建築は、切妻造・平入型で棧瓦葺とする町家形式のものが大半を占めます。かつての板葺き石置き屋根の勾配を残し、金属板葺きとするものも見られます。地区内の町家には総じて、袖卯建、軒裏の意匠、2階正面開口部の意匠など、金沢におけるそれぞれの時代の町家の特徴を良くあらわしたものが多く残っています。

街路は傾斜のある地形により曲折し、街路に沿って連続する築地塀に囲まれ寺院が不規則に立地し、また突き当たりには石段を構えた寺院が立地しています。今日なお伝統的な寺社及び町家の建物や藩政期以来の町割及び街路が良く残り、山麓という起伏に富んだ地形上に展開する寺院群とその裾野に広がる町場には、複合的に成立した金沢城下町の特性がよく現れています。



- | | | | |
|---|---|---|------------------|
| ① | ③ | ④ | ①七面小路 |
| ② | | ⑤ | ②長久寺参道 |
| | | | ③西養寺本堂(市指定有形文化財) |
| | | | ④旧観音町通り |
| | | | ⑤妙泰寺本堂 |

4 寺町台の特徴と沿革

寺町台地区は、金沢城の南西、犀川の南に位置し、西側には、旧北国街道（国道157号）が南北に通じ、その南側に寺町台地が広がっています。地区の東側には、前田家墓所のある野田山に向かって南東に直線的に伸びる旧野田道が通り、通り沿いに「野田寺町」が形成されています。地区の中央には、金沢から白山麓へと通じる旧鶴来道が南北に通っています。旧鶴来道は、犀川大橋詰を起点とし、旧野田道に向かって蛤坂が南に伸び、旧野田道と交差したのち更に南に伸び、地区の中ほどで六斗の広見を介し鍵型に折れ、通り沿いに「泉寺町」が形成されています。また、国道157号から六斗の広見に向かって、かつて北国街道から玉泉寺への入口であった旧三間道が直線的に伸びています。

この地区は、江戸時代末期の金沢城下絵図に描かれた寺町寺院群のうち、旧野田道、旧鶴来道を主軸とし、通り沿いの寺社地、地子地、寺社門前地を基本とした、面積約22.0ヘクタールの範囲を伝統的建造物群保存地区として定めたものです。

寺院群としての形成については、特に旧野田道沿いにおいて元和期初期（元年～3年（1615～1617））に立地した寺院が多く、集中的な寺院配置により「野田寺町」の骨格が形成されました。金沢城下で最大規模の寺町寺院群は、前田家と関わりの深い旧野田道沿いの「野田寺町」が「泉寺町」より先行して形成されたことがわかります。「泉寺町」は、元和期初期に立地した妙慶寺、本長寺、全昌寺、千手院なども散見されますが、寺院群全体としては長い期間の中で形成されています。

寺町台地区は、近世城下町に見られる直線的な道路に沿って寺社が建ち並ぶ旧野田道に展開される「野田寺町」と、旧鶴来道に見られるように通りからは直接寺社は見えにくく、通り沿いには寺社門前地として形成された町家が連なり展開される「泉寺町」といった景観の異なる2つの寺町からなり、全国的にも希少な存在です。



金沢町絵図（部分）〔安政期〕
石川県立歴史博物館蔵



5 寺町台の建築と町並み

寺町台地区は、旧野田道及び旧鶴来道沿いの寺社地や地子地、旧鶴来道沿いに形成された町家が建ち並ぶ寺社門前地を含んでおり、それぞれの街路を特徴付ける景観を見せています。

地区内の建築の特徴として、寺院本堂については切妻造・平入型の屋根が約半数を占め、平面形式では左右に連続する3室を前後2列、合計6室配した形式の方丈型がほとんどを占めます。一方で、切妻造・妻入型の寺院本堂も見られ、加賀能登地方の武家住宅や農家に見られる「アズマダチ」と同様に、正面の妻面を大きく見せ梁を何段にも重ね、墓股などの妻飾りを施し、その下に向唐破風造の向拝を設けたものが多く見られます。金沢市指定文化財である高岸寺本堂の妻飾りは特に特徴的で、海老虹梁、大瓶束、大墓股、化粧貫などを見事に組合せ、華やかに本堂の妻面を飾っています。

神社建築については、明治末期再建の複合型社殿である諏訪神社、拝殿が現存例の少ない修験道寺院の遺構として貴重なハ阪神社、かつて玉泉寺内にあり、平成23年に社殿が再建された泉野菅原神社の3社が地区内に存在します。

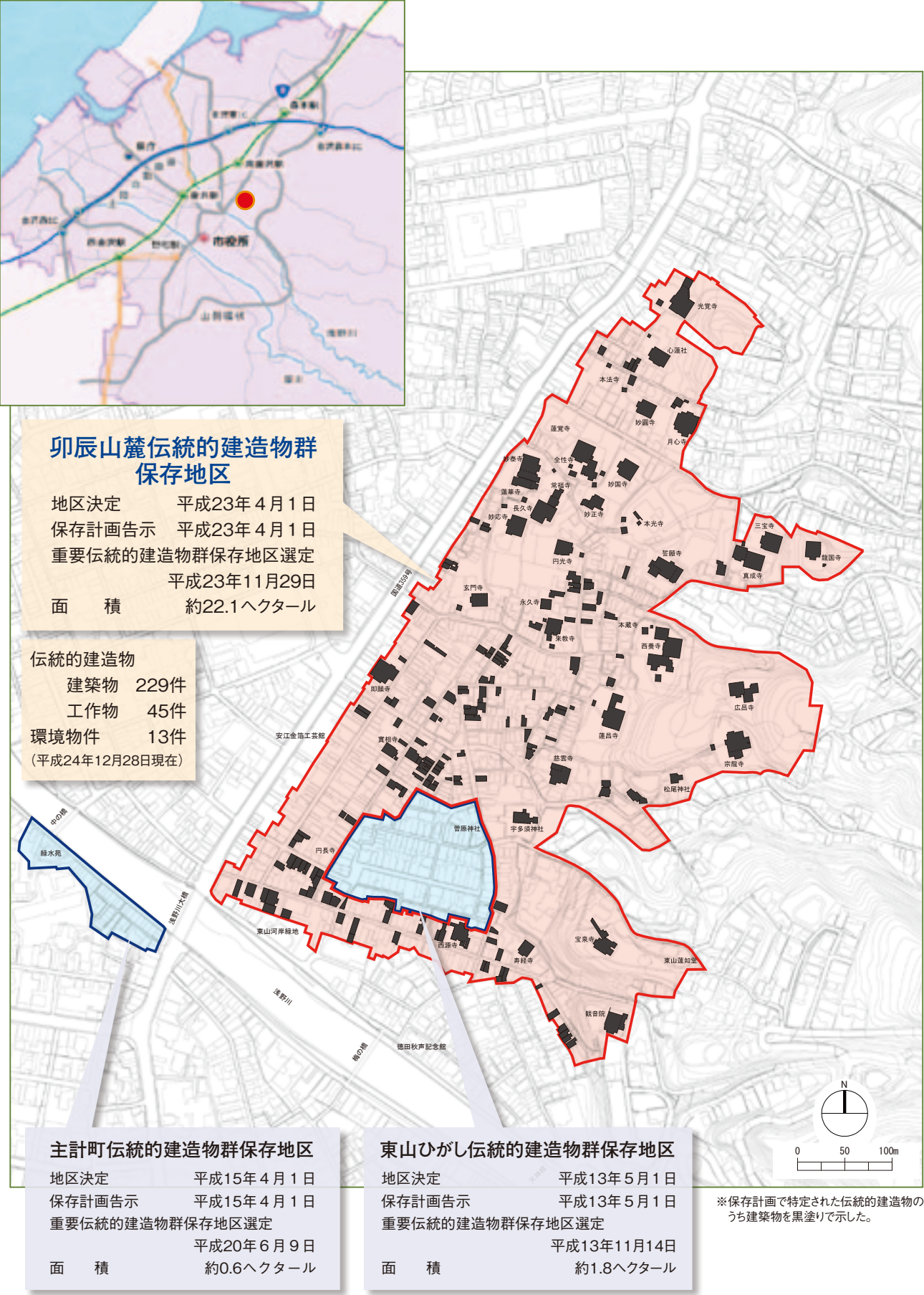
寺社以外の伝統的建造物の建築は、切妻造・平入型で棧瓦葺とする町家形式のものが大半を占めます。町家の古い形式である2階階高の低いものや平屋建のものも見られます。地区内の町家には総じて、袖卯建、軒裏の意匠、2階正面開口部の意匠など、金沢におけるそれぞれの時代の町家の特徴をあらわしたものが良く残っています。また、料亭山錦楼などの大規模な木造建築物も少数ではありますが、地区内に見られます。

地区には今日なお、伝統的な寺社及び町家の建物や藩政期以来の街路や地割が良く残っています。旧野田道については、大正10年（1921）の市電敷設に伴う拡幅は見られるものの、土塀の再築により、寺社の連続する景観は保たれています。旧野田道と旧鶴来道それぞれに展開する寺社と町家等により形成される寺町には、複合的に成立した金沢城下町の特徴がよく現れ、そこになお息づく信仰や民俗文化に支えられたなりわいにより、落ち着いたたたずまいをみせています。

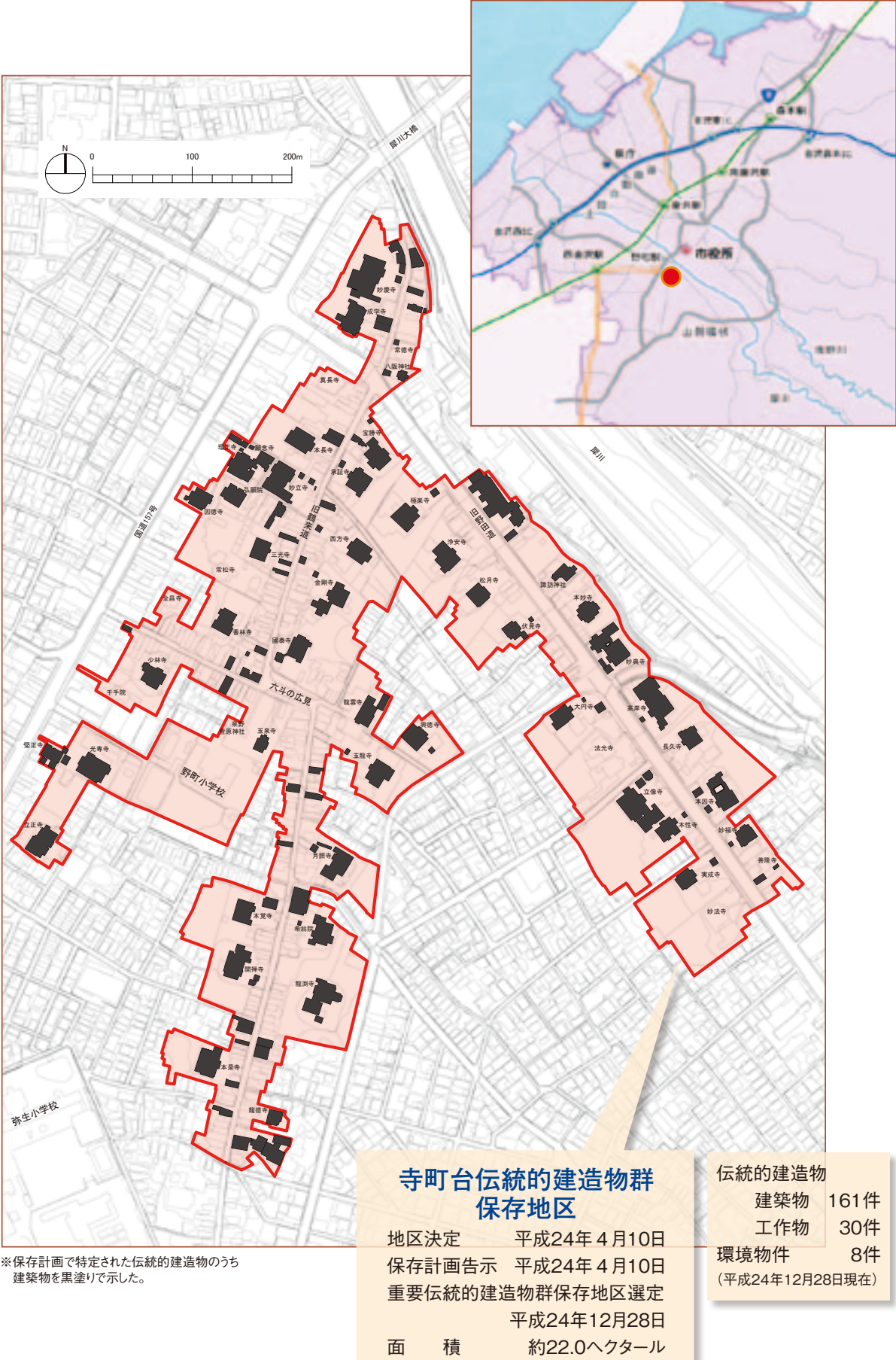


- | | | | | |
|---|---|---|--|---|
| ① | ③ | ⑤ | ①旧野田道沿いの景観
（法光寺～立像寺）
②旧鶴来道沿いの景観（本長寺前）
③蛤坂（妙慶寺前） | ④六斗の広見
⑤高岸寺本堂（市指定有形文化財）
⑥松月寺の大桜（国指定天然記念物） |
| ② | ④ | ⑥ | | |

6 卯辰山麓伝統的建造物群保存地区区域図

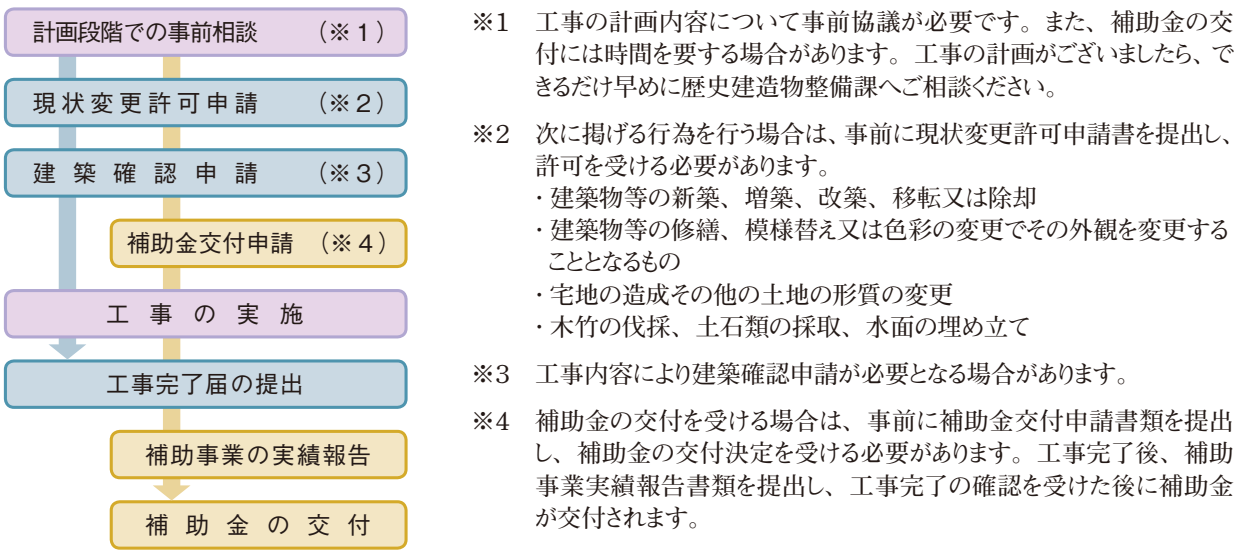


7 寺町台伝統的建造物群保存地区区域図



8 現状変更、補助金交付の手続き

◇ 建物の新築や増改築、修理などを行う場合の手続き



◇ 補助金の対象事業と補助金の額

事業名		対象事業	補助金の額	
区分	種類		補助率	限度額
伝統的建造物	建築物※	外観、屋根及び構造耐力上主要な部分の修理（老朽電気配線の更新を含む）	80%	1,500万円
		構造耐力上主要な部分の補強	90%	500万円
		格子の修理	90%	—
		防災設備の整備	90%	—
	工作物（板塀等）の修理※		80%	—
一般建造物	建築物※	外観及び屋根の修景	70%	700万円
		格子の修景の工事に要する経費	90%	—
		防災上必要な設備の整備に要する経費	90%	—
	工作物（塀、垣、門等）の修景※		70%	—
管 理	建築物及び工作物	病虫害（白アリ等）の防除処理	80%	50万円
環 境 物件等	特定されたもの※	復旧	80%	—
		病虫害の防除処理及び剪定等	80%	—
	上記以外のもの※	生垣等の整備	80%	—
保存団体の活動		地区の保存を目的とする住民団体による活動並びに防災資機材の整備及び維持管理等	50%	100万円
空き家の活用		地区内の空き家を借上げて、新たに居住する者の借上げ（最初の1年間に限る）	50%	20万円

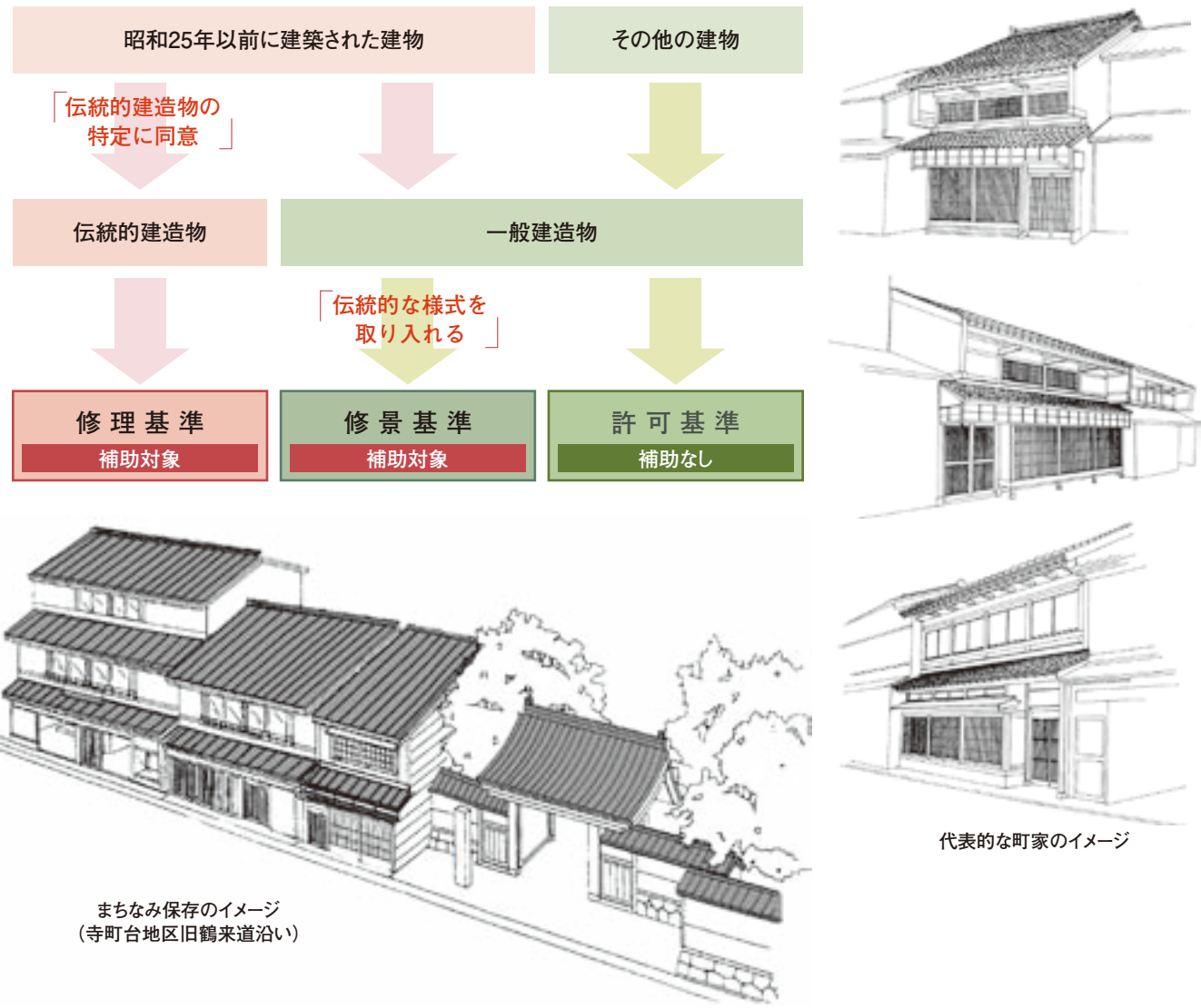
※設計監理費を含む

9 建築物の修理・修景・許可基準

伝統的建造物群保存地区内で建物の新築や増改築、修理などを行う場合は、保存地区の特性の保存及び形成のため、地割や各敷地の利用形態を保存し、主としてその外観を保存します。

昭和25年以前に建築され、伝統的な様式・構法・材料で造られた地区の歴史的景観を構成する建物のうち、所有者の同意が得られたものを「伝統的建造物」として特定します。伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、「修理基準」（補助対象）により修理を実施します。

伝統的建造物以外の建物（「一般建造物」）については、保存地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、「修景基準」（補助対象）により修景を実施します。これによらない場合は、保存地区の歴史的風致と調和を図るため、「許可基準」（補助なし）を満たして建築します。



※上記の図は、あくまでイメージ図です。敷地の状況や周辺の建物との調和を考慮し、これによらない場合があります。工事の計画がございましたら、ご相談ください。

修理基準
補助対象

卯辰山麓地区、寺町台地区共通
伝統的建造物の修理を行う場合の基準（補助対象）

主として、その外観を維持し、整備し又は復元するための修理とする。

			寺 社				町 家 等			
			本 堂	庫 裏 ・ 社務所	山 門	その他の建築物				
建 築 物	敷 地 割	位置・規模	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・原則として現状維持とする。	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・歴史的に継承された敷地割を踏襲する。				
							構 造	・原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える。		
									高 さ	・木造とする。 ・階数は2階建以下とする。
	屋 根	外部意匠	・切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。 ・主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・原則として切妻平入りとし、通りに面して玄関を設ける。 ・黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。 ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。 ・金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。	・原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える。					
						庇	・黒瓦葺又は金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。			
								外 壁	・伝統的様式に基づくものとする。	
						開口部	・建具は木製とし、形態は伝統的様式に基づくものとする。			
								材 料	・石、木、土、漆喰、弁柄等の伝統的材料を用いる。	
						色 彩	・木部は生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げの色とする。			
								設備機器等	・道路等から直接見えにくい場所に配置する。 ・道路等から直接見えにくい場所には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。	・道路等から直接見えにくい場所に配置する。 ・道路等から直接見えにくい場所には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。
	工 作 物	門	・古写真、資料、履歴等が残る場合、可能な限り復原する。 ・構造は原則として伝統的構法によるものとし、形式は伝統的建造物に準ずる。 ・外部意匠は伝統的建造物に準ずる。 ・材料は伝統的材料を用いる。 ・木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。	・歴史的風致に調和した瓦若しくは金属板葺の小屋根を持ち、扉は木製の板戸又は格子戸とする。 ・位置や高さは、周囲の伝統的な門と調和させる。						
					土塀・板塀	・歴史的風致に調和した屋根付の板塀若しくは漆喰塗塀とする。 ・位置や高さは、周囲の伝統的な塀と調和させる。				
石 段							・周囲の伝統的な石段の形態にならう。			
								石 積	・周囲の伝統的な石積の形態にならう。	
環 境 要 素	垣	・竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 ・生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。	・竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 ・生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。							
そ の 他	共通事項	・この基準に拠りたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長及び金沢市教育委員会が許可する。								

		寺 社				町 家 等
		本 堂	庫 裏 ・ 社務所	山 門	その他の建築物	
建 築 物	敷 地 割	・原則として現状維持とする。	・原則として現状維持とする。	・原則として現状維持とする。	・原則として現状維持とする。	・原則として現状維持とする。
	位置・規模	・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。 ・道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。	・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。 ・道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。	・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。	・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。	・原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図る。 ・やむを得ず、壁面を周囲の伝統的建造物の壁面線より後退させる場合は、原則として門、塀、垣等を設ける。
	構 造	・原則として木造とする。 ・原則として平屋建とする。	・原則として木造とする。 ・原則として2階建以下とする。ただし、敷地の形状等からやむを得ず3階建とする場合は、通りに面する3階部分の壁面を1・2階壁面から1.8m以上後退させる。	・原則として木造とする。 ・形式は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・原則として木造とする。	・原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、歴史的風致と調和させる。 ・階数は3階建以下とする。3階建とする場合は、通りに面する3階部分の壁面を1・2階の壁面から1.8m以上後退させる。
	高 さ	・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	・屋根の高さは周囲の庫裏・社務所の伝統的建造物と調和させる。 ・3階建とする場合は、3階部分を1・2階の屋根の高さと調和させる。	・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	・1・2階の屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。 ・3階建とする場合は、3階部分を1・2階の屋根の高さと調和させる。
	屋 根	・切妻又は入母屋とし、黒瓦葺又は黒系金属板葺とする。（金属板葺の場合は光沢を抑えたものとする。） ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。 ・向拝を設けるよう努め、設ける場合は建物規模や形態に配慮する。	・切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。（金属板葺の場合は光沢を抑えたものとする。） ・主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・原則として黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。（金属板葺の場合は光沢を抑えたものとする。） ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・原則として黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。（金属板葺の場合は光沢を抑えたものとする。） ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・原則として切妻平入りとし、道路等に面して玄関を設ける。 ・黒瓦葺又は黒系金属板葺とする。 ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。
	外 部 意 匠	庇	・必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。		・必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。	・原則として正面1階開口部に町並みの連続性を考慮した庇又はこれに類するものを設け、黒瓦葺又は金属板葺とする。
	外 壁	・自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。	・自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。	・自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。	・自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。	・自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。
	開口部	・建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。
	材 料	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。
	色 彩	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。
	設備機器等	・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。	・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。		・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。	・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。
工 作 物	門・土塀・板塀	・原則として位置や規模は履歴を考慮したものとする。				・歴史的風致と調和させる。
	階段擁壁	・構造、形態、外部意匠、材料及び色彩は歴史的風致と調和させる。				
	屋外広告物	・歴史的風致と調和させる。 ・掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。				・歴史的風致と調和させる。 ・掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。
環境要素		・歴史的風致と調和させる。				
車庫・倉庫等		・歴史的風致と調和したものとする。				
自動販売機		・歴史的風致と調和させる。				
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
土砂類の採取		採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
その他	共通事項	・金沢市景観計画で定める景観形成基準を遵守すること。 ・この基準に拠りたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長及び金沢市教育委員会が許可する。				

			寺 社					
			本 堂	庫 裏 ・ 社務所	山 門	その他の建築物	町 家 等	
建 築 物	敷 地 割	位置・規模	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・原則として現状維持とする。 ・古写真、資料、履歴等が残る場合は、可能な限り復原する。 ・本堂・社に隣接した場所とし、道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。 ・規模は本堂・社を超えないものとする。	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・歴史的に継承された敷地割を踏襲する。 ・原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える。		
	構 造	高 さ	屋 根	・木造とする。 ・階数は2階建以下とする。 ・屋根の高さは周囲の庫裏・社務所の伝統的建造物と調和させる。 ・切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。 ・主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 ・歴史的に継承された敷地割を踏襲する。 ・原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える。	・木造とする。 ・階数は2階建以下とする。 ・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	
	外 部 意 匠	庇	外 壁	開口部	材 料	色 彩	・原則として切妻平入りとし、通りに面して玄関を設ける。これによらない場合は、周囲の伝統的建造物に準ずる。 ・黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。 ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。 ・金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。 ・黒瓦葺又は金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。	・歴史的風致に調和した瓦若しくは金属板葺の小屋根を持ち、扉は木製の板戸又は格子戸とする。 ・位置や高さは、周囲の伝統的な門と調和させる。
設備機器等						・道路等から直接見えにくい場所に配置する。 ・歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。	・道路等から直接見えにくい場所に配置する。 ・歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。	
工 作 物	門	土堀・板堀	石 段	石 積		・古写真、資料、履歴等が残る場合、可能な限り復原する。 ・構造は原則として伝統的構法によるものとし、形式は伝統的建造物に準ずる。 ・外部意匠は伝統的建造物に準ずる。 ・材料は伝統的材料を用いる。 ・木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。	・歴史的風致に調和した瓦若しくは金属板葺の小屋根を持ち、扉は木製の板戸又は格子戸とする。 ・位置や高さは、周囲の伝統的な門と調和させる。 ・歴史的風致に調和した屋根付の板堀若しくは漆喰塗壁とする。 ・位置や高さは、周囲の伝統的な塀と調和させる。	
環 境 要 素	垣					・竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 ・生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。	・竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 ・生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。	
その他	共通事項		・この基準に拠りたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長及び金沢市教育委員会が許可する。					



金沢市の伝統的建造物群保存地区
～寺町(卯辰山麓・寺町台)～

平成25年2月発行
金沢市 都市政策局 歴史文化部 歴史建造物整備課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL: (076)220-2208 FAX: (076)224-5046
e-mail: rekiken@city.kanazawa.lg.jp